

公益財団法人山口県スポーツ協会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会の公印（以下「公印」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長印
- (2) 専務理事印

(公印の刻字等)

第3条 公印の刻字、字面の形状、寸法、管理責任者は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、鍵を備えた堅固な容器に納め、常に厳重に管守しなければならない。

2 公印は、会長の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製)

第5条 管理責任者は、会長の承認を得て公印を調製しなければならない。

(公印台帳)

第6条 管理責任者は、公印台帳（別記第1号様式）を備え、公印の調製又は廃棄の都度これに必要な事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印の押印を必要とするときは、当該文書に起案書を添えて事務局長の審査を受けなければならない。

(公印の刷込み)

第8条 事務局長は、表彰状等の印刷物で公印を刷り込む必要があるものについては、会長の承認を得て公印を刷り込むことができる。

(公印の事故届)

第9条 管理責任者は、公印に盗難、紛失、その他の事故があったときは、直ちに公印事故届（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公益財団法人山口県スポーツ協会公印

| 種 別 | 寸法（ミリメートル平方） | 個 数 | 使用区分 | 管理責任者 |
|-------|--------------|-----|-------------------------|-------|
| 会長印 | 30 | 1 | 賞状・表彰状等 （縦書きのものに限る。） | 事務局長 |
| 会長印 | 27 | 1 | 一般文書用 | 事務局長 |
| 専務理事印 | 27 | 1 | 一般文書用 | 事務局長 |

別記

第1号様式（第6条関係）

公 印 台 帳

| | | |
|--------------|-------|---|
| 番 号 | | |
| 種 類 | | |
| 刻 字 | | |
| 寸 法 | | |
| 用 途 | | |
| 印 影 | | |
| 管 理 責 任 者 | | |
| 調 製 | 年 月 日 | 印 |
| 交 付 | 年 月 日 | 印 |
| 返 還 | 年 月 日 | 印 |
| 廃 棄 | 年 月 日 | 印 |
| 備 考 | | |

第2号様式（第7条関係）

公 印 事 故 届

年 月 日

公益財団法人山口県スポーツ協会会長 様

管理責任者

印

下記のとおり、公印に事故がありましたので、お届けします。

記

| | | | |
|-------|--|----|--|
| 公印の種類 | | 寸法 | |
| 事故の内容 | | 日時 | |
| | | 場所 | |
| 事後の処理 | | | |
| 備考 | | | |